

三豊市農業委員会 5 月定例総会議事録

令和 8 年 5 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 5 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 9 名(農業委員 2 2 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

堀江 博	○	岡根 譲	○	石原 剛	○
片山 睦士	○	片岡 恒男	○	森 啓二	○
石井 秀一	○	小畑 忠司	○	湯口 貞明	○
糸川 桂市	○	藤田 幸治	－	安藤 健一	○
前谷 晃年	○	福岡 伸也	○	筒井 義朝	○
長堀 和行	○	金丸 喜正	○	松永 克喜	－
木下 一雄	○	浪越 久司	○	細川 高文	○
細川 未恵	○	平尾 美紀	○	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

松尾 義幸	○	玉尾 哲也	○	細川 亨	○
福岡 定信	○	藤田 順二	○	眞鍋 雅行	○
安藤 徹雄	○				

2. 署名委員

5 番 片岡 恒男
1 7 番 金丸 喜正

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局 長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司
副 主 任 辻 拓哉
主 事 土井 太陽

5. 書 記

主 事 土井 太陽

6. 議 題

議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 4 号 非農地証明願いの件について
議案第 5 号 地域計画変更の意見聴取について
議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第 9 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 1 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
その他の件について

7. 開会	【午後1時30分】
事務局長	ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会5月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。
会 長	皆さん、こんにちは。連日、夏日や真夏日となる日が続いておりますが、このような厳しい暑さの中、農作業等に従事されている皆さんにおかれましては、大変なご苦勞をされていることと思います。本日の日本農業新聞において、熱中症の発生が多発しており、特に農業者の熱中症が多いとの記事が掲載されておりました。農作業を行う際には、水分補給を十分に行うとともに、自分は大丈夫と思っていても熱中症になる可能性がありますので、体調管理には十分留意され、この暑さを乗り切っていただきたいと思います。また、先般開催されました研修会につきましては、多くの農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんにご出席いただき、熱心に研修を受講していただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。7月には、農地パトロールに関する研修会も予定されておりますので、委員の皆さんには積極的にご参加いただきますようお願いいたします。また、耕作放棄地の解消に向けた取り組み事例の発表を3町にお願いする予定となっております。当番となっている担当町におかれましては、ご負担もあろうかと思いますが、関係者で協力しながら、実りある取り組み発表となりますようお願いいたします。農地の有効利用につきましては、年々厳しい状況となっておりますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんが連携し、新たな担い手の確保や農地のあっせん等に取り組んでいただくことが重要であります。委員の皆さん自らが地域へ働きかけ、耕作を希望する方を増やすなど、仲間づくりを進めながら、少しでも耕作放棄地の発生防止につながる取り組みを推進していただきますようお願い申し上げます。本日の議案につきましては、多数ではありませんが、委員の皆さんのご協力により、円滑な議事進行となりますようお願い申し上げます。以上をもちまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はご出席いただきありがとうございます。最後までよろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。会議の開催にあたり、本日は11番 藤田 幸治 委員、18番 松永 克喜 委員から欠席の連絡をいただいております。また、3番 石原 剛 委員より、少々遅れる旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は21名で定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。推進委員の皆様は意見を述べられますが、採決には参加できません。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。
議 長	ただいまから、三豊市農業委員会5月定例総会を開会します。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号5番 片岡 恒男 委員、議席番号17番 金丸 喜正 委員のご両名にお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいているままになります。そ

事 務 局	議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
	〔 議案第1号 番号1号から番号2号を朗読 〕
	申請地は全て第2種農地です。以上2件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
8 番	番号1号について説明いたします。本件は、鶏舎内に田や畑として残っている農地について、今回の申請により雑種地または宅地へ変更するものであり、これにより鶏舎の区画については全て完了することとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようでございますので、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号、2号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号、2号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。2ページをお開きください。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、議案第2号のうち番号3号の案件については、議席番号24番 山岡 正士 委員が、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、議事参与の制限に該当する案件です。従いまして、最初に、番号3号について、議席番号24番 山岡 正士 委員の退席をお願いして、この案件を先に審議したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、それでは、議席番号24番 山岡 正士 委員

		退席をお願いいたします。それでは、議案第2号番号3号について、事務局の説明を求めます。	議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
事 務 局		議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。	7 番	番号1号について説明いたします。譲受人はスペイン人で、現在は東京で弁護士をされているとのことです。今回、譲渡人所有の宅地、建物及び隣接する農地を購入し、香川県へ移住して弁護士事務所を開設する予定とのことです。申請地については、来客用の駐車場として利用するための申請となります。水利関係者の了承も得ており、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
		〔 議案第2号 番号3号を朗読 〕		
議 長		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。		
1 5 番		番号3号について説明いたします。申請地については、資材置場を拡張するための申請となります。当該資材置場は、山本町の建設会社と共同で使用する予定であるとのことです。また、水利組合及び近隣農地所有者等とも協議を行っており、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。	1 7 番	番号5号について説明いたします。譲受人は譲渡人の宅地に建つ住宅に居住しています。また、隣接する農地については、現在既に駐車場として利用されており、農地としての利用実態はありません。今回の売買に至った経緯としては、現在県外に居住している譲渡人が所有する香川県内の不動産の売却を検討する中で、かねてより住宅を貸していた譲受人に対し、当該物件の購入を打診し、価格面で双方の折り合いがついたため、今回の売買が成立する運びとなりました。現状駐車場として利用している土地については引き続きその用途で使用していくとのことです。住宅自体は譲受人の親の世代から長期間にわたり借りており、譲受人自身も約10年前から借りています。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。		
一 同		〔 なしの声あり 〕		
議 長		ないようですので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。	3 番	番号6号について説明いたします。申請地の地目は畑となっておりますが、現況は原野化しており、耕作可能な状態ではございません。今般、従業員用社宅の増築が計画されております。現地確認を行ったところ、近隣の畑および水路等との関係におきましても、現状、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕		
議 長		ないようですので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号3号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。ここで、議席番号24番 山岡 正士 委員の入室、着席を許可します。山岡委員の、議案第2号の番号3号につきましては、許可することと決定いたしました。審議を続けます。議事参与の制限に該当する案件の審議が完了したので、議案第2号の番号3号を除く番号1号から番号8号について、事務局の説明を求めます。	1 番	番号7号、番号8号について説明いたします。譲受人が長年にわたり無許可で資材置き場として使用していた土地がございましたが、今般、その無許可状態が解消されるに至りました。このため、事業者は従前の資材置き場を喪失し、建設業を継続する上で新たな資材置き場の確保が必要となりました。こうした背景から、本件申請地は県道を挟んで2箇所に分かれておりますが、いずれも資材置き場としての転用を希望するものです。近隣農地の所有者および水利組合へ聞き取り調査を実施いたしましたところ、特段の異論はなく、適切に実施されるのであれば問題ない旨の回答を得ております。以上のことから、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
事 務 局		議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。		
		〔 議案第2号 番号3号を除く番号1号から番号8号を朗読 〕		
		申請番号7号、番号8号は第3種農地であり、他は全て第2種農地です。以上7件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。	議 長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
			2 番	申請番号1号について、転用に国籍は関係ないのでしょうか。
			事 務 局	農地転用許可の審査において、申請者の国籍は直接的な要件とはな

		りません。許可基準を満たしていれば特に問題はございません。
1 番		3 条の場合はどうでしょうか。
事 務 局		永住権が必要です。
議 長		他にないようでございますので、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 3 号を除く番号 1 号から番号 8 号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 3 号を除く番号 1 号から番号 8 号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。5 ページをお開きください。議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」を説明いたします。
		〔 議案第 3 号 番号 1 号、番号 2 号を朗読 〕
		申請番号 1 号は第 3 種農地であり、他は全て第 2 種農地です。以上 2 件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
1 7 番		番号 1 号について説明いたします。1 筆については、当初の 2 階建て住宅の計画から平屋住宅に変更です。残りの 2 筆については、直接車両が敷地に入出入りできるよう道路を新設し、他の宅地と条件を同等にすることで、販売しやすくするための措置と考えております。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
3 番		番号 2 号について説明いたします。本件は全体で 6 区画から構成されており、このうち 5 区画についてはすでに工事が完了し、購入者が居住されております。残り 1 区画につきましては、区画整理は完了しているものの、現在も更地の状態となっております。現状、建築工事に着手しておりませんので、このような状況を踏まえ、工事完了期間を令和 1 0 年 9 月 3 0 日に変更したい旨の申請です。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さん

		んご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようでございますので、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」番号 1 号、番号 2 号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号 1 号、番号 2 号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。議案第 4 号「非農地証明願いの件について」は、告示後、議案取り下げにより削除といたします。次に進めさせていただきます。6 ページをお開きください。議案第 5 号「地域計画変更の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 5 号「地域計画変更の意見聴取について」を説明いたします。
		〔 議案第 5 号 番号 1 号を朗読 〕
議 長		事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようでございますので、議案第 5 号「地域計画変更の意見聴取について」をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第 5 号「地域計画変更の意見聴取について」の番号 1 号につきましては適当と認め、原案のとおり承認いたします。次に進めさせていただきます。7 ページをお開きください。議案第 6 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 6 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。申請番号 2 0 号につきましては、申請後、取り下げになっております。
		〔 議案第 6 号 番号 1 号から番号 1 9 号、番号 2 1 号から番号 2 4 号を朗読 〕
		以上 2 3 件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるのでご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	1 5 番	番号 1 0 号について説明いたします。申請地と隣接地は一体の田となっており、今後も一体利用される見込みです。
4 番	番号 1 号について説明いたします。譲受人はニンニク専門農家として広範な事業を展開されており、栽培から加工、販売までを一貫して手掛け、ウェブサイト等を通じて全国的に販売されております。現地を確認したところ、ニンニクが適切に栽培・管理されていることを確認いたしました。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。		番号 1 1 号について説明いたします。譲渡人は高齢のため、耕作が困難となったことから、譲受人との間で本件農地の譲渡について合意に至りました。現地を確認したところ、適切に管理・耕作されており、今後は水稻が作付けされる予定です。
5 番	番号 2 号について説明いたします。現地を確認したところ、草刈りが適切に実施されており、また、既に田植えの準備が整っている状況でした。		番号 1 2 号について説明いたします。申請地は過去に貸借されておりましたが、譲渡人へ返還されました。譲渡人が当該地の管理が困難となったため、譲受人との協議を経て、本申請に至ったものです。現地を確認したところ、具体的な耕作者は特定できないものの、野菜が栽培された形跡が確認されました。
6 番	番号 3 号について説明いたします。現地を確認したところ、既にニンニクが植え付けられておりました。いずれも特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。		番号 1 3 号について説明いたします。申請地は、これまで兄弟である譲渡人と譲受人の 2 名によって管理されてきましたが、今後は譲受人が単独で管理を行う予定です。現地を確認したところ、管理状況は良好でありました。
9 番	番号 4 号について説明いたします。譲渡人が高齢であることから、近隣で広範な作付けを行う譲受人との間で、本件について合意に至りました。現在の管理状況も適切に行われており、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。		番号 1 4 号について説明いたします。譲渡人が帰省した際に農地の管理をしておりましたが、遠方のため管理が難しくなり、両方で協議を進めた結果、本件について合意に至りました。現地を確認したところ、ブドウ栽培の形跡がありました。今後は譲受人が近隣のハウスで使用する土づくりの場所等として利用していくとのことです。
1 0 番	番号 5 号について説明いたします。譲渡人が、従来から家庭菜園および梅などの家庭樹園地として管理してきた土地について、管理にやや困難を生じ始めていたところ、近隣にお住まいの譲受人が、同様に家庭菜園・家庭樹園としての利用を希望しており、両方で協議を進めた結果、本件について合意に至りました。申請地は従来より果樹園として適切に剪定や草刈りなどの管理が十分になされており、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。		番号 1 5 号について説明いたします。譲受人の父親が以前より譲渡人に譲受を願い出ていたものの、当時は譲渡人が難しいとの回答であったとのことです。その後、譲渡人が高齢となられたことに伴い、近年になって譲受人に対して譲受の申し出があり、両者の協議の結果、このたび合意に至ったものです。現地を確認したところ、資材倉庫が立地しており、その奥側にはみかんの木が植栽されております。譲受人は、今後果樹栽培を継続していく予定とのことです。
2 番	番号 6 号について説明いたします。夫婦間での所有権移転の申請であり、譲渡人の所有する農地の約半分を譲受人に移転する申請です。夫婦間での連携により、今後の管理も円滑に行われるものと見込まれるため、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。		番号 1 6 号について説明いたします。譲渡人が定期的に草刈り等の管理を行っておりましたが、負担が大きくなったため、申請地の近くに住む譲受人に相談した結果、協議がまとまり、このたび申請に至ったものです。譲受人は、本申請地においても果樹栽培を予定しているとのことです。
1 3 番	番号 7 号、番号 8 号について説明いたします。現地を確認したところ、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。		番号 1 7 号について説明いたします。譲受人の知人から売買の話があり、両者が協議した結果、合意に至ったものです。現地を確認したところ、農地の一部は耕作されており、一部は雑草が生えた状態にありましたが、レモンを栽培する予定とのことです。いずれも特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
	番号 9 号について説明いたします。譲受人の父親が数年来、現在も引き続き借り受けて水稻を耕作しております。譲受人自身も父親と共に 1 0 年以上にわたり水稻の作付けに従事しており、必要な農業機械も全て揃っていることから、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。	1 9 番	番号 1 8 号について説明いたします。現地を確認したところ、キウイが栽培されておりました。

		番号２１号について説明いたします。敷地内には農機具を保管する物置が存在しておりました。いずれも特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願ひいたします。
２０	番	番号１９号について説明いたします。譲受人は、周辺の農地において既に耕作を行っており、申請地と一体的に管理することです。特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願ひいたします。
１	番	番号２２号について説明いたします。申請地は、譲受人が以前から耕作をしておりました。譲渡人は現在市外に居住しており、農地の整理を希望していたことから、譲渡人が譲受人に対し当該農地の購入を打診したところ、譲受人がこれに応じ合意に至りました。譲受人は、広範囲にわたる耕作面積を単独で管理しているため、一部に管理が行き届いていない箇所も見受けられます。しかし、認定農業者として意欲的に取り組んでいることから、特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願ひいたします。
２１	番	番号２３号について説明いたします。現地を確認したところ、既に稲が植え付けられていました。
		番号２４号について説明いたします。現地を確認したところ、耕作可能な状態でした。いずれも特段問題はないものと判断されますので、ご審議のほどよろしく願ひいたします。
議	長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一	同	〔なしの声あり〕
議	長	ないようでございますので、議案第６号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」の番号２０号を除く番号１号から番号２４号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一	同	〔異議なしの声あり〕
議	長	ないようですので、議案第６号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」の番号２０号を除く番号１号から番号２４号につきましては許可することと決定いたします。次に進めさせていただきます。１３ページをお開きください。議案第７号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事	務	局
		議案第７号「非農地通知の件について」を説明いたします。
		〔議案第７号 番号１号から番号１３号を朗読〕
		以上１３件、よろしくご審議のほど願ひ申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明を願ひします。

9	番	番号1号について説明いたします。現地を確認したところ、山林化しており、非農地として判断して問題ないと思います。
12	番	番号2号について説明いたします。現地を確認したところ、山林化しており、非農地として判断して問題ないと思います。
2	番	番号3号、番号4号について説明いたします。現地を確認したところ、山林化しており、非農地として判断して問題ないと思います。
14	番	番号5号について説明いたします。現地を確認したところ、非農地として判断して問題ないと思います。
15	番	番号6号について説明いたします。現地を確認したところ、雑木が繁茂しており、非農地として判断して問題ないと思います。
事務局		番号7号について説明いたします。現地を確認したところ、山林化しており、非農地として判断して問題ないと思います。
19	番	番号8号、番号9号、番号10号について説明いたします。現地を確認したところ、山林化しており、非農地として判断して問題ないと思います。
21	番	番号11号、番号12号、番号13号について説明いたします。現地を確認したところ、耕作可能な状態でなく、非農地として判断して問題ないと思います。
議長		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一同		[なしの声あり]
議長		ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号13号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一同		[異議なしの声あり]
議長		ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」の番号1号から番号13号につきましては適当と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進めさせていただきます。別とじの資料をご覧ください。議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局		議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。今回は、令和8年7月を始期とする案件であり、合計181筆が対象となっております。各委員におかれましては、ご自身の担当区域に係る内容についてご確認いただきますようお願いいたします。
議長		事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんか

らご質問ございませんか。

一 同〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同〔 異議なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第 8 号「農用地利用集積等促進計画の件について」の 1 8 1 件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進めさせていただきます。 2 0 ページをお開きください。議案第 9 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

〔 議案第 1 号 番号 1 号から番号 6 号を朗読 〕

議 長 以上 6 件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。

一 同〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第 9 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の 6 件の報告事項は異議なしと認めます。次に進めさせていただきます。 2 4 ページをお開きください。議案第 1 0 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第 1 0 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第 1 0 号 番号 1 号、番号 2 号を朗読 〕

議 長 以上 2 件、農地法第 1 8 条第 6 項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。

一 同〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第 1 0 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」の 2 件の報告事項は異議なしと認めます。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消しについて

2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）

3. その他

（1） 6 月定例総会について

日 時 令和 8 年 6 月 2 2 日（月）午後 1 時 3 0 分

場 所 三豊市危機管理センター 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室

（2）定例農事相談について 【時間 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
6 月 8 日（木）	危機管理センター 1 階 打合せコーナー 1	高瀬町：湯口 貞明	高瀬町：平尾 美紀
		山本町：藤田 幸治	財田町：細川 高文

（3）今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
6 月 4 日（木） 1 9 : 0 0 ~	三豊市農業委員会地区推進委員会	三豊市危機管理センター 2 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室
7 月 9 日（木） 1 3 : 3 0 ~	令和 8 年度農地利用最適化推進活動 研修会	みとよ未来創造館 3 階大ホール

（4）配布物

- 普及センターだより
- 農政情報（No. 403）

閉 会 【 午後 3 時 3 0 分 】